

令和3年4月1日からの不燃化特区の概要をお知らせします。

不燃化特区(重点整備地域) 制度の延長

木密地域不燃化10年プロジェクトとして取り組んできた、老朽建築物の建替えや除却への助成、固定資産税等の減免などの特別な支援を、**2025(令和7)年度まで5年間延長します。**

地区指定

2021(令和3)年4月1日に不燃化特区を指定します。

○新規地区や区域変更などを含め19区、52地区、約3,350haを指定(※下図参照)

- ・新規地区：大井二丁目地区(約10.2ha)
- ・区域変更：池袋本町・上池袋地区(約125.5ha)、志茂・岩淵地区(約116.7ha)
荒川・南千住地区(約123.7ha) 等の8地区

○これまでの取組により不燃化が図られた地区の指定を終了

- ・終了地区：押上二丁目地区(約15.1ha)

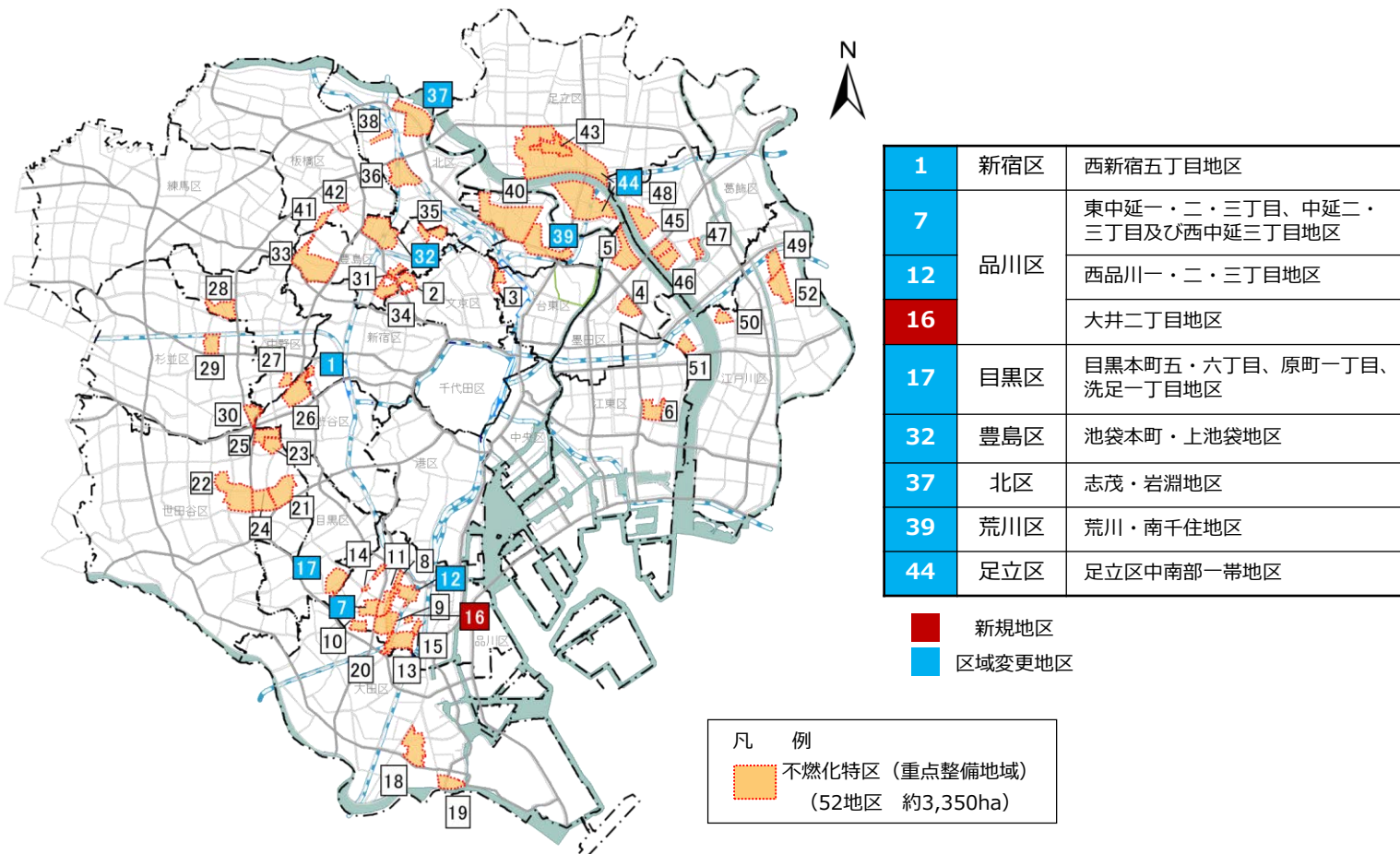
支援策の拡充

○無接道敷地等対策コーディネータ派遣 新設

- ・建替えが困難な、道路に面していない敷地などにおける、耐火建築物等への建替えの検討を支援
現況調査や改善策の検討、関係者との合意形成をコーディネートする専門家を派遣

○建替え促進支援 拡充

- ・老朽建築物の除却後5年以内まで、耐火建築物等への建替えを支援
設計費や工事監理費の一部を助成



不燃化特区(重点整備地域)